

■参考情報（改正情報：財務省 HP）

令和5年度 税制改正の解説（相続税法：概要）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/PDF/p0007-0740.pdf

令和5年度 税制改正の解説（相続税法：詳解）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/PDF/p0442-0452.pdf

令和5年度 税制改正の解説（租税特別措置法（相続税・贈与税関係）：概要）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/PDF/p0007-0740.pdf

令和5年度 税制改正の解説（租税特別措置法（相続税・贈与税関係）：詳解）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/explanation/PDF/p0453-0466.pdf

■参考情報（新旧対照表：財務省 HP）

条文（法律：相続税法 ←所得税法等の一部を改正する法律 第4条）

https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/st050203s_4.pdf

条文（政令：相続税法施行令）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/seirei/shinkyu/3souzoku.pdf

条文（省令：相続税法施行規則）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/syourei/shinkyu/5souzoku.pdf

条文（法律：租税特別措置法 ←所得税法等の一部を改正する法律 第10条）

https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/st050203s_10.pdf

条文（政令：租税特別措置法施行令）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/seirei/shinkyu/12_3sotoku.pdf

条文（省令：[租税特別措置法施行規則](#)）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/syourei/shinkyu/9_3sotoku.pdf

条文（改正附則第1条3号イ 2/74 令和6年1月1日施行）

（改正附則第19条 18/74 相続税法）

https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/211diet/st050203s_19.pdf

1. 民法における贈与と課税との関係整理

検 討 論 点		<input checked="" type="checkbox"/>
（1）贈与（民法549）の本質的理解		
<p>■贈与税の納税義務 贈与により財産を取得したときに成立する（通法15②五）。</p>		<input type="checkbox"/>
<p>■贈与契約成立するための要件事実（ある法律効果が発生するために必要な事実）</p> <p>1. 財産を無償で与える意思表示（贈与者） 2. それを受諾する意思表示（受贈者）</p> <p>贈与税の納税義務は贈与により財産を取得したときに成立するが、そもそも贈与契約が成立しなければ、受贈者は贈与により財産を取得することができない（相続税法上の「みなし贈与」を除く）。</p> <p>そのため、税理士としては、民法上の贈与契約を成立させることに第一義的に目指す必要がある。</p>		<input type="checkbox"/>
（2）贈与契約日と贈与による財産取得の時期との関係		
<p>■贈与による財産の取得の時</p> <p>書面による贈与契約： ① 贈与契約の効力が発生した時（相基通1の3・1の4共-8） ② 停止条件付の贈与契約の場合には条件が成就した時（相基通1の3・1の4共-9）</p> <p>書面によらない贈与契約（口頭契約）： 履行の時（相基通1の3・1の4共-8）</p>		<input type="checkbox"/>
<p>以下の制度適用に影響を及ぼす。</p> <p>① 暦年課税制度における生前贈与加算（相法19. 令和6年1月1日以降は7年） ② 贈与税の（賦課権の）除斥期間（厳密には異なる概念であるが、以下、時効という。）（申告期限の翌日から6年。脱税の場合7年）</p>		<input type="checkbox"/>
<p>例：令和2年1月10日に父（≠認知症罹患）と長男との間で現金300万円の贈与契約が成立した（契約書・確定日付あり）。父は長男の銀行口座へ現金100万円ずつを3回（令和2年2月28日、令和2年8月20日、令和2年11月18日）に分けて振り込んだ。その後、令和5年5月8日に父の相続が発生したが、3年内贈与</p>		

検 討 論 点		☑	
<p>加算の対象となる贈与財産は無い。</p>			
<p>∴ 書面による贈与契約であり、贈与契約の効力が発生した時（令和2年1月10日）に、長男は贈与によって財産を取得したと評価される。</p>			
贈与事実の確定のためのみならず、贈与による財産取得の時期を確定させるためにも、贈与契約書（確定日付あり）を作成することが望ましい。		☐	
<p>■農地の贈与（農地等の贈与による財産取得の時期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可があった日（農地法3①、5①） ・届出があった日（農地法5①ただし書、六）←市街化区域内の農地等（相基通1の3・1の4共-10） 		☐	
<p>■不動産等の贈与（財産取得時期の特例）</p> <p>贈与の時期が明確でないときは、特に反証のない限りその登記又は登録があった時（相基通1の3・1の4共-11）</p> <p>不動産の贈与については、実務上は「登記があった時」と考えておく。</p>		☐	
<p>（3）贈与者の意思無能力が引き起こす契約無効と課税への影響</p>			
<p>意思無能力者が行う法律行為は無効である。</p> <p>---</p> <p>民法3条の2</p> <p>法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。</p> <p>---</p> <p>贈与者： 意思無能力者（重度の認知症罹患）</p> <p>受贈者： 意思無能力者（重度の認知症罹患、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者など）</p> <p>重度の認知症罹患、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者で、家庭裁判所より後見開始の審判を受けた者を成年被後見人という（民法7、8）。</p> <p>正確には意思無能力者と成年被後見人は両者似た概念であるが、以下の相違がある。</p> <p>意思能力の有無： 個別の法律行為での判断になる。</p>			☐

令和5年度税制改正 贈与税申告チェックリスト

贈与税申告	
1	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
2	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
3	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
4	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
5	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
6	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
7	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
8	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
9	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
10	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
11	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
12	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
13	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
14	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
15	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
16	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
17	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
18	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
19	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。
20	贈与税申告書の提出期限は、贈与を受けた日の属する年の3月31日までに提出すること。

項目	備考
<p>1. 贈与税の申告期限は、毎年12月31日までに、国税庁のホームページからダウンロードできる「贈与税申告書」を提出する。</p>	
<p>2. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>3. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>4. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>5. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>6. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>7. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>8. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>9. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>10. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>11. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>12. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>13. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>14. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>15. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>16. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>17. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>18. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>19. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	
<p>20. 贈与税の申告は、贈与税の納付と同時に、贈与税の申告書と併せて提出する。</p>	

贈与税	
<p>1. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>2. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。また、贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>3. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>4. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>5. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>6. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>7. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>8. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>9. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>10. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p>	
<p>11. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>12. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>13. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>14. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>15. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>16. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>17. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>18. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>19. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>20. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p>	
<p>21. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>22. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>23. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>24. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>25. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>26. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>27. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>28. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>29. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>30. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p>	

令和5年度税制改正 贈与税申告チェックリスト

贈与税	
贈与税の課税対象となる贈与の金額を算出する。	
贈与税の課税対象となる贈与の金額を算出する。	
贈与税の課税対象となる贈与の金額を算出する。	
贈与税の課税対象となる贈与の金額を算出する。	
贈与税の課税対象となる贈与の金額を算出する。	
贈与税の課税対象となる贈与の金額を算出する。	
贈与税の課税対象となる贈与の金額を算出する。	
贈与税の課税対象となる贈与の金額を算出する。	
贈与税の課税対象となる贈与の金額を算出する。	
贈与税の課税対象となる贈与の金額を算出する。	

--	--

表 紙 目 次	
1. 贈与税の申告義務者	
2. 贈与税の課税対象となる贈与	
3. 贈与税の課税対象とならない贈与	
4. 贈与税の課税標準	
5. 贈与税の税率	
6. 贈与税の納付	
7. 贈与税の控除	
8. 贈与税の申告	
9. 贈与税の徴収	
10. 贈与税の滞り金	
11. 贈与税の加算	
12. 贈与税の控除	
13. 贈与税の控除	
14. 贈与税の控除	
15. 贈与税の控除	
16. 贈与税の控除	
17. 贈与税の控除	
18. 贈与税の控除	
19. 贈与税の控除	
20. 贈与税の控除	
21. 贈与税の控除	
22. 贈与税の控除	
23. 贈与税の控除	
24. 贈与税の控除	
25. 贈与税の控除	
26. 贈与税の控除	
27. 贈与税の控除	
28. 贈与税の控除	
29. 贈与税の控除	
30. 贈与税の控除	
31. 贈与税の控除	
32. 贈与税の控除	
33. 贈与税の控除	
34. 贈与税の控除	
35. 贈与税の控除	
36. 贈与税の控除	
37. 贈与税の控除	
38. 贈与税の控除	
39. 贈与税の控除	
40. 贈与税の控除	
41. 贈与税の控除	
42. 贈与税の控除	
43. 贈与税の控除	
44. 贈与税の控除	
45. 贈与税の控除	
46. 贈与税の控除	
47. 贈与税の控除	
48. 贈与税の控除	
49. 贈与税の控除	
50. 贈与税の控除	
51. 贈与税の控除	
52. 贈与税の控除	
53. 贈与税の控除	
54. 贈与税の控除	
55. 贈与税の控除	
56. 贈与税の控除	
57. 贈与税の控除	
58. 贈与税の控除	
59. 贈与税の控除	
60. 贈与税の控除	
61. 贈与税の控除	
62. 贈与税の控除	
63. 贈与税の控除	
64. 贈与税の控除	
65. 贈与税の控除	
66. 贈与税の控除	
67. 贈与税の控除	
68. 贈与税の控除	
69. 贈与税の控除	
70. 贈与税の控除	
71. 贈与税の控除	
72. 贈与税の控除	
73. 贈与税の控除	
74. 贈与税の控除	
75. 贈与税の控除	
76. 贈与税の控除	
77. 贈与税の控除	
78. 贈与税の控除	
79. 贈与税の控除	
80. 贈与税の控除	
81. 贈与税の控除	
82. 贈与税の控除	
83. 贈与税の控除	
84. 贈与税の控除	
85. 贈与税の控除	
86. 贈与税の控除	
87. 贈与税の控除	
88. 贈与税の控除	
89. 贈与税の控除	
90. 贈与税の控除	
91. 贈与税の控除	
92. 贈与税の控除	
93. 贈与税の控除	
94. 贈与税の控除	
95. 贈与税の控除	
96. 贈与税の控除	
97. 贈与税の控除	
98. 贈与税の控除	
99. 贈与税の控除	
100. 贈与税の控除	

<p>⑤ 贈与税の計算</p> <p>① 贈与税の課税標準額</p> <p>② 贈与税の税率</p> <p>③ 贈与税の額</p> <p>④ 贈与税の控除額</p> <p>⑤ 贈与税の納税額</p>	

<p>1. 贈与税申告書の提出期限</p> <p>1.1 贈与税申告書の提出期限は、贈与税の課税年度（平成30年）の翌年（令和元年）の3月31日である。</p> <p>1.2 贈与税申告書の提出期限は、贈与税の課税年度（平成30年）の翌年（令和元年）の3月31日である。</p> <p>1.3 贈与税申告書の提出期限は、贈与税の課税年度（平成30年）の翌年（令和元年）の3月31日である。</p> <p>1.4 贈与税申告書の提出期限は、贈与税の課税年度（平成30年）の翌年（令和元年）の3月31日である。</p> <p>1.5 贈与税申告書の提出期限は、贈与税の課税年度（平成30年）の翌年（令和元年）の3月31日である。</p> <p>1.6 贈与税申告書の提出期限は、贈与税の課税年度（平成30年）の翌年（令和元年）の3月31日である。</p> <p>1.7 贈与税申告書の提出期限は、贈与税の課税年度（平成30年）の翌年（令和元年）の3月31日である。</p> <p>1.8 贈与税申告書の提出期限は、贈与税の課税年度（平成30年）の翌年（令和元年）の3月31日である。</p> <p>1.9 贈与税申告書の提出期限は、贈与税の課税年度（平成30年）の翌年（令和元年）の3月31日である。</p> <p>1.10 贈与税申告書の提出期限は、贈与税の課税年度（平成30年）の翌年（令和元年）の3月31日である。</p>	
<p>2. 贈与税申告書の提出場所</p> <p>2.1 贈与税申告書の提出場所は、住所地の市区町村の税務課である。</p> <p>2.2 贈与税申告書の提出場所は、住所地の市区町村の税務課である。</p> <p>2.3 贈与税申告書の提出場所は、住所地の市区町村の税務課である。</p> <p>2.4 贈与税申告書の提出場所は、住所地の市区町村の税務課である。</p> <p>2.5 贈与税申告書の提出場所は、住所地の市区町村の税務課である。</p> <p>2.6 贈与税申告書の提出場所は、住所地の市区町村の税務課である。</p> <p>2.7 贈与税申告書の提出場所は、住所地の市区町村の税務課である。</p> <p>2.8 贈与税申告書の提出場所は、住所地の市区町村の税務課である。</p> <p>2.9 贈与税申告書の提出場所は、住所地の市区町村の税務課である。</p> <p>2.10 贈与税申告書の提出場所は、住所地の市区町村の税務課である。</p>	
<p>3. 贈与税申告書の提出方法</p> <p>3.1 贈与税申告書の提出方法は、郵送による提出である。</p> <p>3.2 贈与税申告書の提出方法は、郵送による提出である。</p> <p>3.3 贈与税申告書の提出方法は、郵送による提出である。</p> <p>3.4 贈与税申告書の提出方法は、郵送による提出である。</p> <p>3.5 贈与税申告書の提出方法は、郵送による提出である。</p> <p>3.6 贈与税申告書の提出方法は、郵送による提出である。</p> <p>3.7 贈与税申告書の提出方法は、郵送による提出である。</p> <p>3.8 贈与税申告書の提出方法は、郵送による提出である。</p> <p>3.9 贈与税申告書の提出方法は、郵送による提出である。</p> <p>3.10 贈与税申告書の提出方法は、郵送による提出である。</p>	

<p>贈与税申告書の作成に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>(1) 贈与税の課税標準額、贈与税額、贈与税額控除額、贈与税申告書の作成に当たっては、以下の事項に留意すること。</p>	
<p>(2) 贈与税の課税標準額、贈与税額、贈与税額控除額、贈与税申告書の作成に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>① 贈与税の課税標準額</p> <p>② 贈与税額</p> <p>③ 贈与税額控除額</p> <p>④ 贈与税申告書の作成</p>	
<p>(3) 贈与税の課税標準額、贈与税額、贈与税額控除額、贈与税申告書の作成に当たっては、以下の事項に留意すること。</p>	

<p>1. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>2. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>3. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>4. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>5. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>6. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>7. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>8. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>9. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>10. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p>	
<p>11. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>12. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>13. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>14. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>15. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>16. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>17. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>18. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>19. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>20. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p>	
<p>21. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>22. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>23. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>24. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>25. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>26. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>27. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>28. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>29. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p> <p>30. 贈与税の課税対象となる贈与の発生有無を確認する。</p>	



令和5年度税制改正 贈与税申告チェックリスト

ケース1-5：毎年300万円を父から長男へ贈与する

前提1：相続時の相続財産に対しての実効税率20%

前提2：父から長男に対してのみ300万円の贈与を連続14年間した後、父の相続発生

暦年贈与（納税）				精算課税（納税）			
贈与日	贈与額	暦年贈与（納税）	7年内贈与加算	贈与日	贈与額	精算課税（納税）	相続時精算課税制度
14	R6.1.10	3,000,000	190,000	14	R6.1.10	3,000,000	0
13	R7.1.10	3,000,000	190,000	13	R7.1.10	3,000,000	0
12	R8.1.10	3,000,000	190,000	12	R8.1.10	3,000,000	0
11	R9.1.10	3,000,000	190,000	11	R9.1.10	3,000,000	0
10	R10.1.10	3,000,000	190,000	10	R10.1.10	3,000,000	0
9	R11.1.10	3,000,000	190,000	9	R11.1.10	3,000,000	0
8	R12.1.10	3,000,000	190,000	8	R12.1.10	3,000,000	0
7	R13.1.10	3,000,000	190,000	7	R13.1.10	3,000,000	0
6	R14.1.10	3,000,000	190,000	6	R14.1.10	3,000,000	0
5	R15.1.10	3,000,000	190,000	5	R15.1.10	3,000,000	0
4	R16.1.10	3,000,000	190,000	4	R16.1.10	3,000,000	0
3	R17.1.10	3,000,000	190,000	3	R17.1.10	3,000,000	0
2	R18.1.10	3,000,000	190,000	2	R18.1.10	3,000,000	0
1	R19.1.10	3,000,000	190,000	1	R19.1.10	3,000,000	320,000
相続発生	R20.1.9		21,000,000		R20.1.9		42,000,000
3年超贈与（特別控除）			▲1,000,000	精算なし基礎控除（選択後の年数×▲110万円）			▲15,400,000
			20,000,000				26,600,000
			相続税（実効税率）20%				相続税（実効税率）20%
			4,000,000				5,320,000
			贈与税額控除 ▲1,330,000				贈与税額控除 ▲320,000
7年超贈与財産			21,000,000	選択後贈与財産			42,000,000
7年内贈与財産			21,000,000	相続時の納税額			5,000,000
			1,330,000	→			5,320,000
			42,000,000				12.67%
			5,330,000				
			12.69%				

→4,200万円分の贈与につき、全体で課税されるのは以下のとおり

- ①贈与税：精算なし贈与につき133万円
- ②贈与税：精算あり贈与につき133万円
- ③相続税：精算あり贈与につき267万円

合計533万円

結論：相続時精算課税制度が有利（誤差の範囲内であるため、実質的には変わらない）

検証：例えば、1人息子のみに対して贈与をするケースであるが、毎年の贈与を長男（相続時精算課税制度）と長男の子2人（孫：暦年課税制度）に100万円ずつであれば、上記における相続時精算課税制度を選択した場合の相続税額266万円もゼロにすることは可能である。孫が1人であれば、孫に200万円とすることで、孫の贈与税（9万円×14年分=126万円）のみ負担となるため、上記表よりも低くなる。ただし、孫は相続又は遺贈により祖父から財産を取得しないことが前提となる。

感情の問題もあるが、110万円の単位を何人作り出すことができるかが節税戦略上のポイントになる。

さらに、相続税の実効税率が10%の場合、相続時精算課税制度を選択する時期を遅らせても結論は同じとなる。当初は暦年課税制度のままであれば、贈与税負担19万円であるのに対して、相続時精算課税制度を選択しても19万円（=（300万円－110万円）×10%）であるため、結論は変わらない。

令和5年度税制改正 贈与税申告チェックリスト

ケース1-6：毎年1,000万円を父から長男へ贈与する

前提1：相続時の相続財産に対しての実効税率（10%、20%、30%、40%）

前提2：父から長男に対してのみ1,000万円の贈与を連続14年間した後、父の相続発生

・相続税の実効税率10%

贈与日	贈与額	暦年贈与（納税）	7年内贈与加算	贈与日	贈与額	精算課税（納税）	相続時精算課税制度
14	R6.1.10	10,000,000	1,770,000	14	R6.1.10	10,000,000	0
13	R7.1.10	10,000,000	1,770,000	13	R7.1.10	10,000,000	0
12	R8.1.10	10,000,000	1,770,000	12	R8.1.10	10,000,000	340,000
11	R9.1.10	10,000,000	1,770,000	11	R9.1.10	10,000,000	1,780,000
10	R10.1.10	10,000,000	1,770,000	10	R10.1.10	10,000,000	1,780,000
9	R11.1.10	10,000,000	1,770,000	9	R11.1.10	10,000,000	1,780,000
8	R12.1.10	10,000,000	1,770,000	8	R12.1.10	10,000,000	1,780,000
7	R13.1.10	10,000,000	1,770,000	7	R13.1.10	10,000,000	1,780,000
6	R14.1.10	10,000,000	1,770,000	6	R14.1.10	10,000,000	1,780,000
5	R15.1.10	10,000,000	1,770,000	5	R15.1.10	10,000,000	1,780,000
4	R16.1.10	10,000,000	1,770,000	4	R16.1.10	10,000,000	1,780,000
3	R17.1.10	10,000,000	1,770,000	3	R17.1.10	10,000,000	1,780,000
2	R18.1.10	10,000,000	1,770,000	2	R18.1.10	10,000,000	1,780,000
1	R19.1.10	10,000,000	1,770,000	1	R19.1.10	10,000,000	1,780,000
相続発生	R20.1.9		70,000,000		R20.1.9		140,000,000
		3年超贈与（特別控除）	▲1,000,000			精算なし基礎控除（選択後の年数×▲110万円）	▲15,400,000
			69,000,000				124,600,000
			相続税（実効税率）10%		選択後贈与財産	140,000,000	19,920,000
			贈与税額控除 ▲12,390,000				12,460,000
			7年超贈与財産 70,000,000				贈与税額控除 ▲19,920,000
			7年内贈与財産 70,000,000				還付税額 ▲7,460,000
			140,000,000		選択後贈与財産	140,000,000	→
			→				12,460,000
			24,780,000				8.90%
			17.70%				

→4,200万円分の贈与につき、全体で課税されるのは以下のとおり

①贈与税：精算なし贈与につき1,239万円
②贈与税：精算あり贈与につき1,239万円
③相続税：精算あり贈与につき0万円（還付なし）
合計2,478万円

上記表では、便宜上、贈与税額控除1,239万円としているが、本来はゼロである

・相続税の実効税率20%

贈与日	贈与額	暦年贈与（納税）	7年内贈与加算	贈与日	贈与額	精算課税（納税）	相続時精算課税制度
14	R6.1.10	10,000,000	1,770,000	14	R6.1.10	10,000,000	0
13	R7.1.10	10,000,000	1,770,000	13	R7.1.10	10,000,000	0
12	R8.1.10	10,000,000	1,770,000	12	R8.1.10	10,000,000	340,000
11	R9.1.10	10,000,000	1,770,000	11	R9.1.10	10,000,000	1,780,000
10	R10.1.10	10,000,000	1,770,000	10	R10.1.10	10,000,000	1,780,000
9	R11.1.10	10,000,000	1,770,000	9	R11.1.10	10,000,000	1,780,000
8	R12.1.10	10,000,000	1,770,000	8	R12.1.10	10,000,000	1,780,000
7	R13.1.10	10,000,000	1,770,000	7	R13.1.10	10,000,000	1,780,000
6	R14.1.10	10,000,000	1,770,000	6	R14.1.10	10,000,000	1,780,000
5	R15.1.10	10,000,000	1,770,000	5	R15.1.10	10,000,000	1,780,000
4	R16.1.10	10,000,000	1,770,000	4	R16.1.10	10,000,000	1,780,000
3	R17.1.10	10,000,000	1,770,000	3	R17.1.10	10,000,000	1,780,000
2	R18.1.10	10,000,000	1,770,000	2	R18.1.10	10,000,000	1,780,000
1	R19.1.10	10,000,000	1,770,000	1	R19.1.10	10,000,000	1,780,000
相続発生	R20.1.9		70,000,000		R20.1.9		140,000,000
		3年超贈与（特別控除）	▲1,000,000			精算なし基礎控除（選択後の年数×▲110万円）	▲15,400,000
			69,000,000				124,600,000
			相続税（実効税率）20%		選択後贈与財産	140,000,000	19,920,000
			贈与税額控除 ▲12,390,000				24,920,000
			7年超贈与財産 70,000,000				贈与税額控除 ▲19,920,000
			7年内贈与財産 70,000,000				相続時の納税額 5,000,000
			140,000,000		選択後贈与財産	140,000,000	→
			→				24,920,000
			26,190,000				17.80%
			18.71%				

→4,200万円分の贈与につき、全体で課税されるのは以下のとおり

①贈与税：精算なし贈与につき1,239万円
②贈与税：精算あり贈与につき1,992万円
③相続税：精算あり贈与につき141万円
合計2,619万円

→4,200万円分の贈与につき、全体で課税されるのは以下のとおり

①贈与税：精算なし贈与はゼロ
②贈与税：精算あり贈与につき1,992万円
③相続税：精算あり贈与につき500万円
合計2,492万円

・相続税の実効税率30%

令和5年度税制改正 贈与税申告チェックリスト

【確認事項】
1. 贈与税の課税対象となる贈与の事実があるかどうかを確認する。
2. 贈与税の課税対象となる贈与の金額を算出する。
3. 贈与税の課税対象となる贈与の金額から、基礎控除額を控除した金額を算出する。
4. 贈与税の課税対象となる贈与の金額から、基礎控除額を控除した金額に、贈与税の税率を乗じて、贈与税の金額を算出する。
5. 贈与税の金額を算出した後、贈与税の納付期限を確認する。
6. 贈与税の納付期限が過ぎた場合は、延滞税の課税対象となるかどうかを確認する。

【確認事項】
1. 贈与税の課税対象となる贈与の事実があるかどうかを確認する。
2. 贈与税の課税対象となる贈与の金額を算出する。
3. 贈与税の課税対象となる贈与の金額から、基礎控除額を控除した金額を算出する。
4. 贈与税の課税対象となる贈与の金額から、基礎控除額を控除した金額に、贈与税の税率を乗じて、贈与税の金額を算出する。
5. 贈与税の金額を算出した後、贈与税の納付期限を確認する。
6. 贈与税の納付期限が過ぎた場合は、延滞税の課税対象となるかどうかを確認する。



第 3 章 贈与税	
1. 贈与税の課税対象となる贈与の範囲	<p>1-1 贈与税の課税対象となる贈与の範囲</p> <p>1-2 贈与税の課税対象となる贈与の範囲</p> <p>1-3 贈与税の課税対象となる贈与の範囲</p>
2. 贈与税の課税標準	<p>2-1 贈与税の課税標準</p> <p>2-2 贈与税の課税標準</p> <p>2-3 贈与税の課税標準</p>
3. 贈与税の税率	<p>3-1 贈与税の税率</p> <p>3-2 贈与税の税率</p> <p>3-3 贈与税の税率</p>

